

## 炭素鋼製突合せ溶接式継手に対して課する不当廉売関税に関する取扱いについて

(財関第1711号)  
平29. 12. 27  
改正 (財関第 437号)  
平30. 3. 30  
改正 (財関第 515号)  
平31. 4. 18

標記のことについて、「炭素鋼製突合せ溶接式継手に対して課する不当廉売関税に関する政令」(平成29年政令第324号。以下「令」という。)の施行に伴う取扱いについては、関税法基本通達(昭和47年3月1日蔵関第100号)の規定によるほか、下記により取り扱うこととしたので、了知ありたい。

### 記

#### 1 原産地を証明した書類等の取扱い

令第1条第1項第1号に規定する炭素鋼製突合せ溶接式継手(以下「炭素鋼製突合せ溶接式継手」という。)の輸入申告等(関税法(昭和29年法律第61号)第67条に規定する輸入申告、同法第7条の2第2項に規定する特例申告並びに同法第43条の3第1項(同法第61条の4において準用する場合を含む。))及び第62条の10の規定による承認の申請をいう。以下同じ。)の際の原産地の確認方法及び取扱いについては、次による。

##### (1) 原産地を証明した書類の提出

イ 「原産地を証明した書類」とは、関税法施行令(昭和29年政令第150号)第61条第1項第1号に定める原産地証明書(課税価格の総額が20万円以下の貨物を除かないものとし、令第1条第1項に規定する特定貨物(以下「特定貨物」という。)に係るものを除く。以下同じ。)とする。

輸入申告等を受理する際には、通常の審査のほか、原産地証明書の確認を行うものとする。

なお、原産地証明書の確認方法については、関税法基本通達68-3-8及び68-3-9の規定を準用する。

また、郵便物に係る原産地証明書の確認方法についても、これによるものとする。

ロ 令第3条第4項において準用する関税暫定措置法施行令(昭和35年政令第69号)第28条ただし書の規定により、原産地証明書の提出を猶予する場合の「災害その他やむを得ない理由」の意義については、関税暫定措置法基本通達(昭和48年8月15日蔵関第1150号)8の2-7の規定を準用する。

この場合における提出猶予の申請は、「炭素鋼製突合せ溶接式継手に対して課する不当廉売関税に係る原産地証明書提出猶予申請書」(別紙様式1)2通(原本、通知用)を提出することにより行い、提出を猶予するときは、猶予期間を記載し、

うち1通（通知用）に承認印を押印して申請者に交付する。この場合における猶予期間は、原則として2か月以内で適当と認める期間とするものとする。

(2) 原産地証明書の提出がない場合の取扱い

上記(1)に規定する原産地証明書の提出がない場合には、輸入者に当該原産地証明書の提出を求めることとするが、原産国において原産地証明書の発給体制が整備されていないといったやむを得ない事情により、輸入者が原産地証明書を手続きすることが困難な場合等で、関税法基本通達68-3-6の(3)に規定する仕入書その他の書類（以下「仕入書等」という。）により原産地が明らかな場合には、当該仕入書等により原産地を確認して差し支えないものとする。

この場合における炭素鋼製突合せ溶接式継手に係る輸入申告等の原産地の認定の具体的方法は、関税法基本通達68-3-7のイからホまでに規定する仕入書等に記載された表示等により認定するものとする。

(3) 関税定率法（明治43年法律第54号）の別表第7307.93号に掲げる継手の材料を証する書類等の取扱い

令第3条第2項に規定する「継手の材料を証する書類その他不当廉売関税の適用の判断のために必要な書類」とは、成分表（全重量に占める各元素の含有量がわかるもの）、メーカーズ・インボイス等の書類（炭素鋼製突合せ溶接式継手の輸入申告等に係るこれらの書類を除き、税関により確認されたこれらの書類の写しを含む。）とする。

(4) 炭素鋼製突合せ溶接式継手の生産を証する書類等の取扱い

令第3条第3項に規定する「生産を証する書類その他税率の適用のために必要な書類」とは、生産者の生産証明書、メーカーズ・インボイス等の書類（税関により確認されたこれらの書類の写しを含む。）とする。

2 不当廉売関税が課される炭素鋼製突合せ溶接式継手の納税申告の方法

特定貨物の納税申告については、次のように行うものとする。

なお、当該特定貨物については、関税法基本通達67-4-17に規定する取扱いによることはできないことに留意する。

(1) 一般税率（令第4条に規定する法の別表の税率をいう。）による関税（以下「一般関税」という。）に係る申告事項は関税に関する欄に、不当廉売関税に係る申告事項は内国消費税等に関する欄の上欄に、消費税に係る申告事項は内国消費税等に関する欄の中欄に、地方消費税に係る申告事項は内国消費税等に関する欄の下欄に、それぞれ記載する。

(2) 一般税率に関する「税率」欄には、関税定率法の別表の税率（関税法第3条ただし書の規定により条約中に関税について特別の規定があり当該特別の規定の適用がある場合は、当該特別の規定による税率）を記載し、当該税率の適用区分に従って適宜、「基」又は「協」のいずれか下の枠内に×印を記載する。

(3) 不当廉売関税に関する申告事項の記載要領については、次による。

① 「

酒		石		消		地			
---	--	---	--	---	--	---	--	--	--

」の欄中